

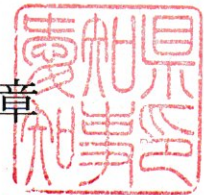
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 みよし市福田町池田 203 番地

氏 名 誠光運輸 株式会社
代表取締役 小出 和人 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 2 月 1 日
許可の有効年月日 令和 8 (2026) 年 1 月 31 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 13 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

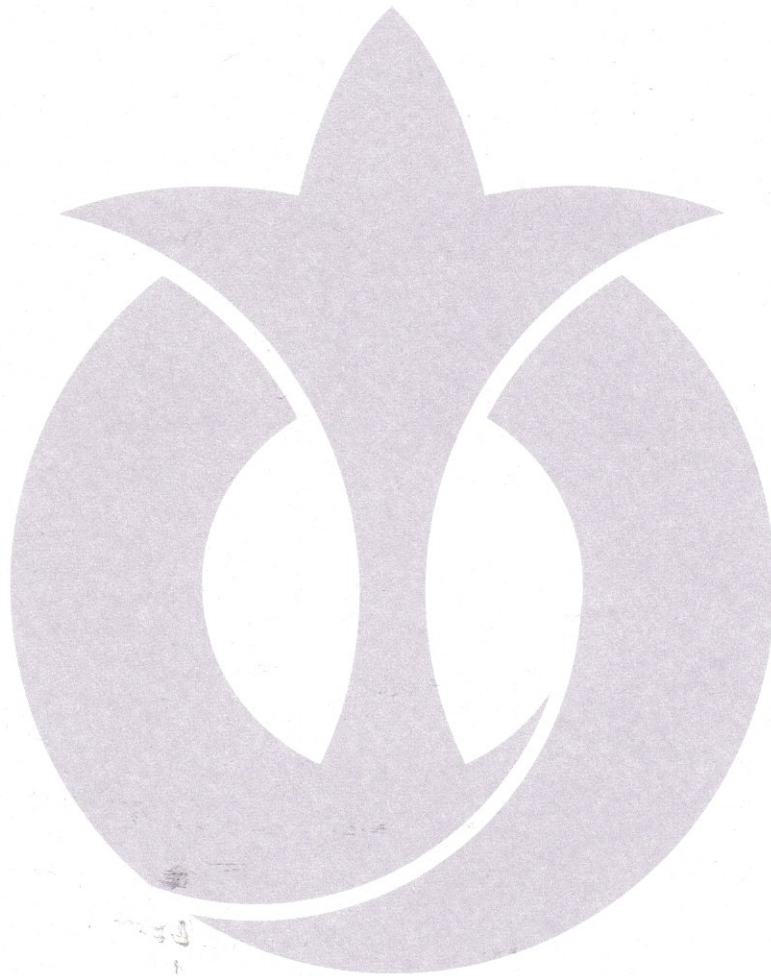
該当なし

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

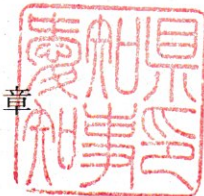
有 ・ 無



2西豊環第 228- 12号
令和 3年 2月 1日

みよし市福田町池田203番地
誠光運輸 株式会社
代表取締役 小出 和人 様

愛知県知事 大村 秀章



産業廃棄物収集運搬業について（許可）

令和2年12月2日付けの申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 許可の年月日

令和 3 (2021) 年 2月 1日

2 許可の有効年月日

令和 8 (2026) 年 1月31日

3 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 13品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

4 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

5 許可の条件

なし

担当 西三河県民事務所豊田加茂環境保全課
電話 0565-32-7494

2西豊環第 228- 12号
令和 3年 2月 1日

誠光運輸 株式会社
代表取締役 小出 和人 様

愛知県西三河県民事務所長
(公 印 省 略)

産業廃棄物収集運搬業の許可について (通知)

令和2年12月2日付けの申請については、別添の許可書のとおり許可されましたので、「産業廃棄物収集運搬業許可証」を交付します。

なお、産業廃棄物の処理に当たっては、下記の事項に注意し、適正に行ってください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の各号のいずれかに該当するに至ったときは、許可を取り消され、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ぜられることがあります。また、法第14条の3の2第1項に該当するに至ったときは、許可が取り消されます。

記

- 1 産業廃棄物の処理に当たっては、法第14条第12項に定める基準に従うこと。また、法第12条の3に定める産業廃棄物管理票の規定に従うこと。
- 2 事業の範囲を変更するときは、事前に事業範囲変更許可申請を行うこと。
- 3 許可を受けた事業以外の事業を行おうとするときは、該当する事業について新規に許可申請を行うこと。
- 4 許可の有効期限を経過した後も引き続き事業を行おうとするときは、有効期限のおおむね2月前までに、許可の更新の申請を行うこと。
- 5 業務を行うに当たっては、産業廃棄物の処理について、事業場ごとに帳簿を備え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第10条の8に定める事項を産業廃棄物の種類ごとに記載し、1年ごとに閉鎖するとともに、閉鎖後5年間保存すること。
- 6 住所その他省令で定める事項（省令第10条の10に掲げる事項）を変更したときは、変更の日から10日以内（法人で省令第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日以内）に産業廃棄物処理業変更届出書を提出すること。
- 7 事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に産業廃棄物処理業廃止届出書を提出すること。

担当 豊田加茂環境保全課
電話 0565-32-7494